

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0537	第1回日ASEAN・インド太平洋地域諸国サイバーセキュリティ協力プロジェクトの教育、実習等に係る支援役務	仕様書のとおりの	仕様書のとおりの	自：契約締結日 至：令和9年1月31日

- | | |
|-----------------|---|
| 2. 入札方式 | 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件） |
| 3. 入札日時 | 令和8年9月9日(水)（10:30） |
| 4. 入札場所 | 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室 |
| 5. 参加資格 | (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照） |
| 6. 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 7. 入札保証金及び契約保証金 | 免除 |
| 8. 入札の無効 | 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。 |
| 9. 契約書作成の要否 | 要 |
| 10. 適用する契約条項 | 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、 |
| 11. その他 | (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 9月 1日（火） 12:00 までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（ https://www.p-portal.go.jp ）を利用した応 |

札及び入札開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 7日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 新保 電話 03-3268-3111 内線20822

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 契約相手方はプライバシーマークまたはISO/IEC 27001 (ISMS) 認証を取得していること。
- (2) 契約相手方は次の実績を有すること。
 - ① 通年でIT及びセキュリティ教育を提供していること。また、その実績が公開情報を通して確認できること。
 - ② 過去3年間において、官公庁及び独立行政法人に対するIT及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
 - ③ 過去3年間において、海外の省庁向けにIT及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
 - ④ 過去3年に渡り、セキュリティの運用・監視、デジタルフォレンジック、マルウェア解析に係る事業を推進している実績を有すること。
 - ⑤ 防衛省との間において、サイバーセキュリティ分野におけるサービスにおいて取引を行った実績を有すること。
 - ⑥ 人材育成とeラーニングコンテンツ受託開発、教材作成をそれぞれ事業として推進している実績を持ち、その実績が公開情報を通して確認できること。
 - ⑦ プロジェクト統括担当者に海外に対する教育役務提供実績保有者を据えること。
 - ⑧ 落札業者は過去にインシデント・レスポンスに必要な業務を実施できる仮想教育環境を用いた教材を作成した実績を持つこと。
 - ⑨ 東南アジアにおける教育支援役務に従事した実績を有し、当該地域のサイバーセキュリティの現状につき十分に把握できる体制構築が可能なこと。また必要に応じて当該分野の有識者の助言を得る体制が構築できること。

2 提出書類

1の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア)とイ)に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。(その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。)

ア) 資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ) 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年9月1日(火) 1200

仕 様 書		
件 名	第1回日ASEAN・インド太平洋地域諸国サイバーセキュリティ協力プロジェクトの教育、実習等に係る支援役務	作 成 年 月 日
		令和8年7月24日
		防衛政策局インド 太平洋地域参事官付

1 総則

この仕様書は、第1回日ASEAN・インド太平洋地域諸国サイバーセキュリティ協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）における教育、実習等に係る支援役務について規定する。

2 目的

防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するため、能力構築支援を始めとする防衛協力・交流に取り組むこととしている。

本支援は、能力構築支援事業として、ASEANを含むインド太平洋地域各国の防衛当局において支援対象分野に係る業務に携わる者をベトナムの協力を得て同国の外国語情報通信センター（ニャチャン）に招へいし、人材育成のための取組や教育訓練等を学ぶ機会を提供することにより、同地域において、能力向上に向けた自律的・主体的な取り組みが着実に進展するよう促し、以て、ASEANを含むインド太平洋地域同志国との関係の強化に資することを目的とする。

3 教材作成支援役務

（1）役務内容等

ア 履行期間

契約締結日から第4項第1号アの履行開始日までとする。

イ 教材作成方針

受講者がインシデント・レスポンスに必要な業務を全て独力で遂行出来、必要に応じてインシデント・レスポンスチームを統括できるレベルの人材を育成可能な教材を作成すること。

なお、本教材を使用して行う座学及び実習は、7日間（42時間）にわたって行われることを想定するものとする。また、アカウントを追加した場合、教育対象者に提供した場合に追加の費用が発生しない仕様とすること。

ウ 役務内容

教材（学習用教材、理解度テスト、ハンズオンガイド、ハンズオン実習環境）の作成

（2）役務に関する要求

ア 教材作成契約相手方は、以下の要領により、サイバーセキュリティに関する教育実施のための教材等を作成し、官側の確認を受けた上で履行期間内に提出すること。

（ア）教材設計書の作成

学習項目毎の到達目標、教材の構成及び記載項目の概要を明確に示した設計書を作成し、官側の承認を得ること。教材の設計にあたっては、次の条件を前提とする。

- ① 教材を用いた教育の受講者は、サイバーセキュリティに携わる要員を前提とすること。
- ② 教材の難易度の水準は、経済産業省の規定するITS S 4以上のレベルを対象とし、本事業を通じて、インシデント・レスポンスに必要な業務を全て独力で遂行出来、必要に応じてインシデント・レスポンスチームを統括できる知識・技能を習得できるものとする。
- ③ 学習範囲は、インシデント・レスポンスを中心とすることを踏まえた、前提知識一般（検体分析のためのMD5やSHA256ハッシュの仕組み理解、検体解析のためのアセンブリ

言語のオペランドコード理解など)を含むこと。また、インシデント・レスポンスチームを統括するための知識・技術(チーミング、報告書作成能力、エビデンスに対する考え方など)を含むこと。加えて、攻撃事例の実演または解説を含むこと。

- ④ 教材を用いた講義においてハンズオン形式での実習を想定した学習を多く含むこと(以降の「ハンズオン」には講師のデモに合わせて一緒に操作する実習と個人で行う実習を含むものとする)。

なお、学習項目ごとの座学とハンズオンの比率については、官側と協議の上決定することとし、インシデント・レスポンスに必要な業務を実施できる仮想教育環境を用いた内容も含めること。また適宜講師のデモを行うなど理解しやすい教育とすること。

(イ) 学習用教材の作成

官側の承認を得た設計書に基づき、学習用教材を作成すること。

(ウ) 理解度テストの作成

学習の目的に対して、受講者が十分な理解を得られたかを確認するための理解度テストを作成すること。また、受講前の素養を確認するテストとしても利用可能な内容とすること。事前に官側に対して、例題(難易度別に易しい、普通、難しい問題を各1問ずつ)を作成・提示の上、難易度及び問題数について許可を得てから作成すること。

(エ) ハンズオンガイドの作成

学習用教材と同様に、ハンズオンガイドをテキスト資料として作成し、提供すること。ハンズオンガイドの説明は、受講生の理解を促進するため、平易な文章と画像を用いること。ハンズオンでは、グルーブワークを含むシナリオを用意すること。

(オ) ハンズオン実習環境の作成

次のとおり作成するものとし、官側に対して期限付きライセンスとして提供するものとする。

- ① 英語表記
- ② 受講者の環境からインターネットを介して接続可能
- ③ 有効期限を第4項第1号アの履行開始日から令和9年1月31日までとするソフトウェアライセンス

(カ) 英語版教材の作成

作成した学習用教材、理解度テスト及びハンズオンガイドについて、英語版を作成すること。納品前に6(3)に示す資格を有する者が点検を行うこと

(3) 提出資料

契約相手方は、下表に示す提出書類を防衛政策局インド太平洋地域参事官付に提出し、承認を得るものとする。

番号	書類の名称		提出方式(数量)	提出時期
1	実施計画書		電子媒体(1)	契約後速やかに
2	役務従事者名簿		電子媒体(1)	契約後及び変更が生じた場合速やかに更新・提出
3	第三者従事者名簿		電子媒体(1)	必要の都度
4	教材設計書		電子媒体(1)	契約後30日以内
5	学習用教材	日本語・英語(対訳)	電子媒体(8)紙媒体(8)	第4項第1号アの履行開始前までに提出
		英語	電子媒体(45)紙媒体(40)	
6	理解度テスト	日本語	電子媒体(1)	
		英語	電子媒体(各43)	
7	ハンズオンガイド	日本語	電子媒体(8)	
		英語	電子媒体(各45)	
8	ハンズオン実習環境(英語)		ソフトウェアライセンス	

- ※１：５及び６の電子ファイル形式はPDF方式に加え、編集可能なワード形式またはパワーポイント形式とする。７の電子ファイル形式はPDF方式とする。
- ※２：同一の電子媒体に５、６及び７の電子ファイルを格納し、提出することを可とする。
- ※３：紙媒体は、テキストとして利用できる形式に編纂すること。

４ 教育、実習等の支援役務

（１）役務内容等

ア 自衛隊教官要員等に対する教育

（ア）履行期間

令和８年１０月のいずれか５日間 各日の０９３０～１８００（基準）

（イ）場所

契約相手方の指定する場所（東京都内）

（ウ）実施内容

本プロジェクトにおいて、インシデント・レスポンスに必要な業務を全て独力で遂行でき、必要に応じてインシデント・レスポンスチームを統括できるレベルの人材を育成するための教育を行うことのできる教官を育成する教育をおこなうこと。教育は日本語で実施するものとする。

（エ）教育資材

当教育で使用する教育資材等については、第３項の要求により作成された教材及び実習環境を使用するものとする。

（オ）教育受講者

７名

（カ）その他

ベトナム軍教官（２名）に対しては、本プロジェクト本番までに必要な教育資材を提供の上、必要に応じて教育内容等に係る確認や質問等に対応すること。メール、対面等対応要領の細部は、ベトナム軍教官と契約相手方間の調整による。

イ 本プロジェクト本番

（ア）履行期間

令和８年１１月１０日（火）～同月１８日（水）各日の０９００～１７００

※ １１月１５日（日）は除く。

（イ）場所

外国語情報通信センター（ベトナム、ニャチャン）

（ウ）実施内容

実施内容については、インシデント・レスポンスに必要な業務を全て独力で遂行でき、必要に応じてインシデント・レスポンスチームを統括できるレベルの人材育成を目的とし、表２のとおり教育等を行う。教育は英語で実施するものとする。

表2 実施内容

期 日	行動概要
令和8年 11月10日（火）	・開会式 ・理解度テスト等
11月11日（水）	・サイバーセキュリティ関連教育
11月12日（木）	・サイバー関連セミナー ・文化研修 ※ 当日は、教育役務を必要としない。
11月13日（金） ～11月14日（土）	・サイバーセキュリティ関連教育
11月15日（日）	・休養日
11月16日（月） ～11月17日（火）	・サイバーセキュリティ関連教育
11月18日（水）	・サイバーセキュリティ関連教育 ・閉会式

（エ）教育資材

当教育で使用する教育資材等については、第3項の要求により作成された教材及び実習環境を使用するものとする。教育受講者用のデスクトップPC、Wi-Fiによるインターネット回線への接続、電源、机、椅子、教育用ディスプレイは、外国語情報通信センターの無償貸与を受けることができる。

（オ）教育受講者等

ASEAN各国等からの参加者37名（教育受講者）及び自衛隊教官要員7名
ウ 各国からの参加者に対するフォローアップ

（ア）履行期間

令和8年11月23日（月）～令和9年1月31日（日）

（イ）実施内容

本プロジェクトにおいて教育した内容に関し、参加者の帰国後、確認や質問等に原則英語により対応する。

（2）教育、実習等の支援役務に関する要求

ア 自衛隊教官要員に対する教育

前号アの教育を実施するため、次の役務を官側に対しておこなう。

（ア）自衛隊教官要員7名分のPCの貸し出し

（イ）Wi-Fiによるインターネット回線への接続

（ウ）教育受講に必要な部屋、机、椅子等の環境の提供

（エ）教官のほか、管理（施設利用に係る案内等）、教育補佐等に必要な要員の配置

イ 本プロジェクト本番及び準備

前号イの教育を実施するため、次の役務を官側に対しておこなう。

（ア）本プロジェクトの本番前までに、2日間（1回3時間程度）官側との打合せの実施

（イ）自衛隊教官要員7名分のPCの貸し出し

（ウ）補助用ディスプレイ（40台）の貸し出し

- (エ) 教官要員 3 名と教育補佐等に必要な要員 2 名の外国語情報通信センターへの派遣及び配置。
- (オ) 第 3 項第 3 号に示す教材のほか、教育に必要な資器材をプロジェクト本番の会場に遅滞なく用意すること。日本とベトナム間の搬入、輸送及び管理に係る経費は全て契約相手先を介して支払う。
- (カ) 防衛省が契約後に指定するデザイン等により、幅 1m、高さ 2m 程度の広報用バナースタンドを作成し、現地会場に設置すること。日本、ベトナム間の搬入、輸送及び管理に係る経費は全て契約相手先の負担とし、所有権は官側に帰属するものとする。
- (キ) 本プロジェクトの準備及び実施間において、資器材の配置、P C の設定等教育を万全に実施するためのベトナム軍関係部隊担当者との調整をすること。調整内容及び結果については、都度官側の了解を得るものとし、担当者の連絡先や細部調整要領は官側から契約相手先に示すものとする。

5 情報保証及び秘密保全

- (1) 契約相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- (2) 契約相手方は、役務作業で生じた各種資料等については、部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- (3) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- (4) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

6 資格・実績

契約相手方は、以下の資格・実績を保有すること。

(1) 資格

契約相手方はプライバシーマークまたは I S O / I E C 2 7 0 0 1 (I S M S) 認証を取得していること。

(2) 実績

契約相手方は次の実績を有すること。

- ア 通年で I T 及びセキュリティ教育を提供していること。また、その実績が公開情報を通して確認できること。
- イ 過去 3 年間に於いて、官公庁及び独立行政法人に対する I T 及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
- ウ 過去 3 年間に於いて、海外の省庁向けに I T 及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
- エ 過去 3 年に渡り、セキュリティの運用・監視、デジタルフォレンジック、マルウェア解析に係る事業を推進している実績を有すること。
- オ 防衛省との間において、サイバーセキュリティ分野におけるサービスにおいて取引を行った実績を有すること。
- カ 人材育成と e ラーニングコンテンツ受託開発、教材作成をそれぞれ事業として推進している実績を持ち、その実績が公開情報を通して確認できること。
- キ プロジェクト統括担当者に海外に対する教育役務提供実績保有者を据えること。
- ク 落札業者は過去にインシデント・レスポンスに必要な業務を実施できる仮想教育環境を用いた教材を作成した実績を持つこと。
- ケ 東南アジアにおける教育支援役務に従事した実績を有し、当該地域のサイバーセキュリティの現状につき十分に把握できる体制構築が可能なこと。また必要に応じて当該分野の有識者の助言を得る体制が構築できること。

(3) 役務に従事する者の資格

役務に従事する責任者及び従事者には、次の資格を有し、当該実績及び資格等がわかる書面を官側に提出できる者を含むこと。なお、1人が全ての資格を有する必要はない。

- a) CISSP (Certified Information Systems Security Professional)
- b) 情報処理安全確保支援士
- c) TOEIC スコア 800 以上

7 著作権・知的財産権

- (1) 契約相手方は、本契約の履行に際して、第三者が有する知的財産権（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下同じ。）を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。また、契約相手方が、前記に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- (2) 本契約の履行に際して、創作された提出書類等において著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）が発生する場合の権利は、次によるものとする。ただし、官側は、提出書類等を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
 - ア 提出書類等に関する所有権及び著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は提出書類等に関する著作人格権を行使しないものとする。
 - イ 前アに関わらず、提出書類等に含まれる契約相手方が既に著作権を保有しているものについては、この限りではない。
 - ウ 官側は、契約相手方から、前アにより官側に帰属した著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
 - エ 前ウにかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、前アにより官側に帰属した著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- (3) 提出書類等が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して第三者から何らかの請求及び主張が行われた場合には、契約相手方は自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。
- (4) 官側及び契約相手方は、知的財産権の帰属などに関し、疑義が生じた場合にはその都度協議して解決するものとする。

8 役務実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり防衛省の指示・監督に従い実施すること。
- (2) グループ外再委託による体制構築は原則禁止とする。やむを得ず一部業務の再委託を希望する場合は、再委託業務内容及び再委託先企業名等を実施計画書等で示すこととし、再委託の対象とする業務は、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ることとする。
- (3) 共同企業体の結成は、認めることとするが、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印した共同企業体結成届を作成し、提出すること。共同企業体の結成にあたっては、構成員によって本仕様書に定める実施体制及び資格・実績等の要件を全て満たすこと。
- (4) プロジェクト実施体制として、インシデント発生時の対応経験のある社内CSIRT組織等の助言を受けられる体制を整えること。特に、コマンダーからのアドバイスを適宜受け

られる状態を整えること（コマンダーについては日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会がHPで公表している内容を定義とすること）。

9 その他の指示事項

（１）貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

（２）官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

（４）第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

（５）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の遵守

調達物品が、特定調達品目（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月３日変更閣議決定）」）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

10 確認及び検査

（１）役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省防衛政策局インド太平洋地域参事官付支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

（２）検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

11 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 契約相手方はプライバシーマークまたはISO/IEC 27001 (ISMS) 認証を取得していること。
- (2) 契約相手方は次の実績を有すること。
 - ① 通年でIT及びセキュリティ教育を提供していること。また、その実績が公開情報を通して確認できること。
 - ② 過去3年間において、官公庁及び独立行政法人に対するIT及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
 - ③ 過去3年間において、海外の省庁向けにIT及びセキュリティ教育を行った実績を有すること。
 - ④ 過去3年に渡り、セキュリティの運用・監視、デジタルフォレンジック、マルウェア解析に係る事業を推進している実績を有すること。
 - ⑤ 防衛省との間において、サイバーセキュリティ分野におけるサービスにおいて取引を行った実績を有すること。
 - ⑥ 人材育成とeラーニングコンテンツ受託開発、教材作成をそれぞれ事業として推進している実績を持ち、その実績が公開情報を通して確認できること。
 - ⑦ プロジェクト統括担当者に海外に対する教育役務提供実績保有者を据えること。
 - ⑧ 落札業者は過去にインシデント・レスポンスに必要な業務を実施できる仮想教育環境を用いた教材を作成した実績を持つこと。
 - ⑨ 東南アジアにおける教育支援役務に従事した実績を有し、当該地域のサイバーセキュリティの現状につき十分に把握できる体制構築が可能なこと。また必要に応じて当該分野の有識者の助言を得る体制が構築できること。

2 提出書類

1の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア)とイ)に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。(その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。)

ア) 資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ) 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年9月1日(火) 1200